

**中小企業の今後の環境経営のあり方検討会
第2回検討会を受けて提言のまとめ**

令和4年12月

中小企業の環境経営の促進のための施策

- 何を環境課題と捉えるか（業種・業態あるいは各企業ごとの環境課題・社会課題の整理が必要）
 - 企業経営に直接影響する**省エネによるコスト削減**を切り口に、取組みが**人的資本や地域課題**といった経営課題の解決に資することの認識の醸成（本業における課題解決が環境課題・社会課題と繋がっていることへの気づき）
- 環境課題解決のための**地域金融機関や中小企業支援機関との連携、支援策の拡充**（例：融資、助成金、相談）と**専門機関・専門家が課題解決をサポートする面的仕組み・ネットワークの整備**
 - 金融機関側が事業性評価の一環として、中小企業の環境課題解決のポテンシャルに着目した支援やコンサルティングを実施
 - 最終的な環境課題の解決には、**専門機関・専門家**（例：省エネ支援センター、EA21地域事務局）による**アドバイス**が必要不可欠
 - 中小企業と接点のある地域金融機関や商工会議所⇔専門機関・専門家の相互の連携が重要
 - 地域金融機関は専門的アドバイスやGHG排出量算定まで関わることもあれば、**第三者の専門家を紹介する窓口として機能**することも可能
 - 金融機関による公的支援制度（例：融資制度）の紹介や、サステナビリティ・リンク・ローン等のインセンティブ付きローンの中小企業への普及・拡大の促進
 - 地域の新エネルギー企業との連携、地方公共団体のカーボンニュートラル政策とのリンケージ、地域ごとに導入されている各省庁による様々な施策の整理等

- サプライチェーンにおけるGHG排出量の把握・削減要請への対応
 - CDP等の要請により、大企業がスコープ3のカテゴリー別報告を拡充するためには、中小企業がスコープ1, 2として**正確な一次データを公表**することが重要で、**大企業のサプライチェーン上の中小企業はGHG排出量の把握・削減を要請される。**
 - サプライチェーンで直接つながりがなく、**大企業との取引がない**（＝サプライチェーンにおけるGHG排出量の把握・削減要請を受けない）**中小企業にも、今後炭素税や賦課金等が導入された場合に備え使い勝手のよいGHG排出量算定ツールの整備が必要**
 - 大企業との取引がなくても、PCAF等により金融機関も投融資先のGHG排出量の把握を求められていることから、**金融機関の融資先である中小企業**に対するGHG排出量算定・削減の要請が始まっており、**地域金融機関等からアプローチ**することも有効
- **GHG排出量の算定**についてはグローバルな動きと足並みをそろえるため、**国際的なイニシアティブ（CDP、PCAF等）との連携＝GHGプロトコルとの整合（p.5～6参考資料参照）**や第三者による**算定結果の保証**のあり方を検討
 - サプライチェーンからの要請、金融機関からの要請のどちらにおいても、GHG排出量の算定は国際的ルールに沿っている必要があり、**GHGプロトコルへの準拠が不可欠**
 - GHG排出量を投融資判断として使用する場合等、信頼性を担保する**第三者によるGHG排出量算定結果の保証**は重要
 - しかし、保証に要する手間、コスト、中小企業の負担が課題であり、取り組みやすいパッケージとして組み上げられるかがポイント
 - 削減目標の設定では、**地方公共団体・業界・地域レベルでの目標設定・情報共有の仕組みの整備**や、進捗管理の観点から**SBTiとの連携**も有効

中小企業の今後の環境経営のあり方検討会 提言まとめ

- これまでの内容を踏まえたEA21の活用方法及びEA21ガイドライン改訂等の検討

【環境マネジメントシステムのツール】

- EA21 = GHG排出量の算定は環境マネジメントシステムにおいて必須であるという位置付けを明確にして、**GHG排出量の算定と削減活動を核**として、中小企業の環境経営をカバーするツール
- 最終的には**環境マネジメント全般についてのシステム構築を目標**として、**本業や経営戦略との関連性**を見せる形で展開

【GHG排出量の算定】

- EA21はガイドラインに対する適合性審査だけではなく、アドバイスやコンサルティングを通して中小企業に寄り添えるという強みを活かして、**サプライチェーンの下流や金融機関にとって有用なGHG排出量算定結果**を導出するための支援
- 既存のGHG排出量算定ツールと比較して、算定して終わりではなく、**GHG排出量の削減につながる仕組み**（ひいては環境経営の観点で企業経営をしっかりとみていくこと）を打ち出す
- EA21において算定するGHG排出量と**GHGプロトコルとの整合、GHG排出量算定結果の保証のあり方**の整備
- ハードルを上げすぎず、**中小企業にとって使い勝手のよいツール**として、**カーボンのみを対象とした簡易版**から整備・普及させる施策も有効（例：カーボン版関係企業グリーン化/自治体イニシアティブ・プログラム）
- CO₂以外のGHGの扱いを検討

【GHG排出量の算定以外】

- GHG排出量の算定をEA21のメインツールとしつつ、中小企業にとって関心の高い品質、安全、人的資本、自然資本等の分野を**別ツールやオプションとして展開**

【参考】 GHG算定について

事業者のGHG算定支援

- 様々な国際イニシアチブにおいてGHG算定の基準として、**GHGプロトコル**が採用されている
- **EA21**においても、大企業や金融機関の国際イニシアチブへの対応状況を踏まえ、中小企業が**GHGプロトコルに整合したGHG算定**を行う支援の仕組み作りを検討してはどうか
 - 組織境界、活動境界の考えの整理、Scope2ロケーション基準、マーケット基準への対応等
 - Scope3の算定は中小企業にとって負荷が大きいため、まずはScope1,2がEA21での公表対象
 - 更にScope3についても追加で算定
 - **エコアクション21の温室効果ガス排出量把握方法とGHGプロトコルとの違いを整理**
 - 対象となる活動境界などに差がある（詳細は次頁）
- 更に**データの第三者保証**を取得することで信頼性が向上

【参考】GHG算定について

参考：SHK制度とGHGプロトコルとの違い（一例）

項目	SHK制度	GHGプロトコル
地理的境界	国内のみ	限定なし（海外含む）
組織範囲	事業者	グループ全体
活動境界	各事業者の直接排出とエネルギー使用に伴う間接排出（Scope1, 2） <ul style="list-style-type: none"> 社用車の移動や工事現場等からの排出は算定対象外 フランチャイズチェーンや荷主としての輸送に伴う排出は算定対象 	Scope1, 2に加えScope3も算定が推奨される
GHG排出係数	制度上で指定	報告事業者が選択
算定対象外の活動	制度上で指定	完全性（Completeness）の観点から、除外した排出源や活動については理由を説明する
再エネの証書の扱い	CO ₂ 削減効果を特定し、調整後排出量にて排出量を調整	証書が対応する電力の使用に伴う排出量を0とする
オフセットクレジットの扱い	GHG排出量の調整に使用可能	GHG排出量の調整に使用不可（再エネ由来のJ-クレジットは可）